

第九十一回 帝國議會
皇室典範案委員會議錄

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
皇室經濟法案(政府提出)第三號
昭和二十一年十二月十八日(水曜日)午
前十時三十七分開議

委員長	樋貝	詮三君
理事小島	鐵三君	連事武田
連事吉田	安君	常介君
理酒井	後雄君	理事黒田
稻葉	道意君	壽男君
田中	善内君	大塚甚之助君
大島	定吉君	竹内
菅又	薰君	茂代君
星	一君	眞君
菊池	養之輔君	大塚甚之助君
松本	七郎君	神戸
今井	耕君	津島
越原	てる君	文治治君
久芳庄	二郎君	新妻
出席國務大臣	中原	イト君
國務大臣	森	健次君
出席政府委員	三樹二君	芳瀬君
法制局長官	入江	井上
法制局次長	俊郎君	赳君
法制局事務官	佐藤	成三君
法制局事務官	達夫君	井手
本日の會議に付した議案	成三君	成三君
皇室經濟法案(政府提出)	金森德次郎君	金森德次郎君

用財産に關することであります。が、皇室經濟法は憲法實施と同時にその效力を發揮するものであります。これが實施の觀には皇室財產の種類、範圍と定するのであります。従つてこの經濟法が效力を發揮しました後のことば、經濟會議に委ねておいて本まずよしいと思うのであります。が、それまでの中間のこととあります。この點は本會議で同僚森君は委員會あたりでも十分お尋ねになつてゐるのであります。が、かりに皇室經濟會議が機能を發揮するようになります。いきなりにその範圍等をきめるといふことも勿論。これは困難なことであると思ふのであります。従つてそれまでの期間内には、現在のいわゆる財產の保管調査ということについては、同僚が尋ねましたように、これは何か適當なる機關を設置する必要がありやしないかと考へるのであります。これに對しまして、金森國務大臣は、それは必要を認め、なお考究中であるといふ御意見のように拜聽いたしております。が、かりにそれが實現するといつますれば、これはすべからく急を要する事項ではないかとも考へられるのであります。その點につきまして今一應御面倒であります。が、政府の御答辯を煩わしいと思うのであります。

事務的に申しますれば、皇室にありますする所の財産をよく區別をして、政府に移るべきものは移させる、皇室に残すべきものは残す、ということであります。が故に、その調査は、いわばこれを現在もつておる所の宮内省の職員と、これを引き取るべき政府の職員との間におきまして、周到な調査研究をする必要が起つて來るのであります。いわば相談すぐでまず基礎を固めなければなりません、そうしてさよりにしてきめましたものが、來年の五月三日午前零時に、法律的に申しますると、その國に移るべきものは當然に移す、こういう建前になるわけであります。所がその段階におきまして、勿論事務的に解決し得べきものに止まりませんで、こゝに一つの國全體としての判断が要るわけであります、それは憲法はまだ施行されていません、現在からその準備的な研究をして、最後にはなんの間違いないように、移るべきもの、残るべきものがまるまるようにならなければなりません、これはたゞ事務當局にばかり任せておくべきものではないのでありまして、結局この皇室典範が豫想しておりますような、皇室經濟會議に類似するものがそこに一つ豫想されなければならぬと思うわけであります、まだ法律を今準備中のような次第でありますので、この準備期間の間は、皇室典範の認めておりますような堂々たる形式を具えておる經濟會議を設けることは、少しく困難な事情があります、でありますから経過的のもの

いたしましては、だいたい皇室經濟會議の組立と同じような考え方、つまり内閣側と大藏省側と、それから宮院の關係者を加えるなど、いろいろな工夫によりまして、一つの委員會をつくりたいというふうに考えております。ただ委員會をつくりますことが、今日の實情におきましては、そう右から左に政府で簡単にきめにくい事情もありますので、どういう形をつくるかといふことは、なほ今研究中でありますけれども、實質的には今申しましたような點に副つて行くことにならうと思います。そこで、そういうよな委員會をつくつたと假定いたしますと、それほども、實質的には今申しましたほどなものができるであろうかということを一つ豫想してみなければなりませんけれども、だいたい内閣總理大臣の監督に屬する委員會にすることが適當だらうと思つております、事柄のはんとうを言えども、ほんとうを言えども、だいたい内閣總理大臣の方にわたつておりますので、どちらにつくるのがよいかという問題が起りますけれども、いずれにしても今度は國の問題としてこれを解決しようというわけでありますから内閣總理大臣の監督の方にその委員會を歸屬せしむることがよろしかろう、こういうふうに考えております、そうすると、それではどんなことをそれにさせるかといふ問題が起りますが、極く形式的な文字を使つて申しますならば、内閣總理大臣の諸間に應じて、皇室經濟法附則第二項の規定により、皇室用財産となるも

のを適當と認むるものとの範囲について
調査研究をし、答申をする、こういう
ような建前になつて行けばよいと思う
のであります、いくらかこれは略式の
ものでありますから、その委員を選び
まする場合にも、本委員とか豫備委員
というふうに區別する必要もありませ
んので、いくぶんはこの經濟會議の豫
想しておりまする組立よりも簡素と申
しますが、もう少し低い所に考えま
して、しかし、系統としてはこの八條
に豫想しているような系統に従つて、
つくつて行つたならばよいのではなか
ろうかと存じております、と申します
のは、將來の本格的な經濟會議は、何
をいつても堂々と表面に現わること
を期するのでありますが、今度つくづ
くますのは、實際詳い所まで手を届かせ
るようにして、調査研究をして行かな
ければなりませんので、實務家をよけ
い著想したり……こんなふうなことを
考えておられます

できますならば幸いだと思いますが、いかがでございますか。

○金森國務大臣 だいたい皇室の公用財産に供しまする財産といふものを、どういう範圍においてきめるかということは、もとよりこれから考へなければならぬのでありますけれども、憲法の示す所によりまして、國の象徴としての天皇がその御立場において御使用にならぬ場合と、それから天皇御みずから御使用でなくとも、いくぶんその周りに餘裕をおいて考へるべきものと思つております。従つてその邊の所の見分けは、今も申しましたように、多少大きい著想から區別をしなければならぬと存じます、たとえば陵墓等につきましても、天皇ばかりではなく、若干の周りにあらせらるゝ所の、いわば近親者等につきましてのもの、公用に供するものと解し得べきようになりますが、天皇ばかりではなく、若干の周囲には、具体的な内容につきましては、宮城とか、京都御所であるとか離宮であるとか、それから御用邸の中のいくぶん公がかつたものとか、或は陵墓といふようなものが豫定せらるゝことにならうと存じております。

なおこれに關連して申し上げたいのは、宮中には一種の信仰に關しまくる施設がありまして、宮中の三殿といふふうなものは宗教と國のこととを切離しまする關係から、特別の注意を用いなければなりません、まず現在の所では、公用財産にそういう宗教的色彩のあるものは入れないことが正當と考えているわけであります、なほ今度他の一面におきまして、今皇室のいわば収益財産というような意味の深い所の山林、その他これに似たような土

地等がありますけれども、これはもう皇室の公用財産ということとはできないでありますし、この經濟法にも特に收益財産を公用財産に入れるることはできぬというふうに、はつきり書いてあります、こういうふうな著想で行きまづから、「々こまかいことはきまりませんけれども、だいたいの方向において、不明な所は起つて來ないだらう」と思つております。

○吉田(安)委員 だいたいこの程度では、それ以上のお答えをお願いすることも無理だと思いますが、只今陵墓の點、それから宮城内の賢所、皇靈殿、神殿といふものは、宗教的關係のことでお取扱いはすこぶる御困難とは存じますが、これを皇室公用面に移行してはならぬということになると、この三殿の取扱いが妙なことになりはしないかと思ふのであります。しかしそれは將來のことといたしまして、皇室のいわゆる天皇を象徴としての御使用になる面の財産でありますから、今御説明になりましたような土地、山林といつたようなものも、その目的とする所はいけないということは、これは常識からいつても當然のことではないかと思います、従つてこの第一條の第三項にあります、皇室用財産は収益を目的とするものであつてはならないといふのは、當然のことであつて、正確にいふと、經濟會議といふものには、常會であるものであります。

○吉田(安)委員 次に第一條第四項の點であります、これによりますと、「皇族經濟會議は、五年を超えない期間ごとに皇室用財産に關し、必要な調査を行い、これを内閣に報告しなければならない」、こう規定いたしたのであります、この點でお尋ねいたしましたのは、必要な調査といふ事項の範囲、限度、それからこれを五年といふ程度にきめたその理由、それからこういふことを、できるだけはつきりさせまするためには、このくらいのことをや期しまするならば、皇室は常に經濟の面におきまして一點の憂りはないといふといふふうに考えて、盛つたわけではありませんけれども、強いてその正確をもち得るとは全然私どもは考えてお見まするならば、公用財産というものは、今日皇室においてその用に御供しになるということにつき、世間が疑惑を起すことのないようにしておるわけ行いましたして、五年を超えない期間であります、この弊害の方から考へて、一つの指標をつくりまして、かくと存じておる次第であります。

○吉田(安)委員 次に第三條第四項にあります、内廷費のことですが、ましようか、この三點を伺います。

○金森國務大臣 だいたい經濟會議といふものは、第一條の關係について申しますると、公用に屬せられておりましまする所の皇室用財産について、この大額目でもつて内閣に報告し、また自然に國會に報告になるようなことを調査するというわけであります。が故もわかつておることであります。

○吉田(安)委員 私も只今の御答辭を承りましてすこぶる同感であります、この内廷費のことを考えました場合に、いわゆるお手許金となるのであります。が、そうしますと、これは宮内府の經理に屬する公金ではないということにぜひお取計らいをお願いいたしたい、かようには希望する次第であります。次ぎに、この内廷費といふものはこの三條、四條の通りであります。内廷の諸費用にあてられるのであります。

しかし丁寧親切に過ぎるという御非難を受けてもいたし方ではないと存じております。

ますけれども、何分にも皇室用財産と皇室の公用財産に限らず、實際に妥當なものにつきまして、これが新しい事柄であります。が故に、できるが上にありますから、「々こまかいことはきまりませんけれども、だいたいの方向において、不明な所は起つて來ないだらう」と思つております。

○吉田(安)委員 次に第三條第四項の範囲であります、これが新しく事柄であります。が故に、できるが上にありますから、「々こまかいことはきまりませんけれども、だいたいの方向において、不明な所は起つて來ないだらう」と思つております。

○金森國務大臣 内廷費は御説のようない角から判断すべきものであります。が故に、これが新しく事柄であります。が故に、できるが上にありますから、「々こまかいことはきまりませんけれども、だいたいの方向において、不明な所は起つて來ないだらう」と思つております。

に、その中味につきましては、そういう角度から判断すべきものであります。が故に、これが新しく事柄であります。が故に、できるが上にありますから、「々こまかいことはきまりませんけれども、だいたいの方向において、不明な所は起つて來ないだらう」と思つております。

に、政府からこれを豫算の規定に従い、法律をもつてその内容を限定することはいたしませんで、實際に妥當な働きをこの皇室經濟會議が行つてゐる。が故に、できるが上にありますから、「々こまかいことはきまりませんけれども、だいたいの方向において、不明な所は起つて來ないだらう」と思つております。

に、そのほかの點につきましては、だ

して、その前にちよつとお觸れになり

ました宮中三殿、賢所、皇靈殿、神殿

と、その他の點につきましては、だ

して、その前にちよつとお觸れになり

ました宮中三殿、賢所、皇靈殿、神殿

○金森國務大臣 第七條の特別なる皇室私有財産に關しまする問題は、相當いろいろ／＼な角度から考えなければならぬ點があると思うのであります、この第七條が示しておられますように、この財産は天皇の皇位繼承と相伴つて傳わつて行く、そのほかの財産は一般の民法の關係によつて傳わつて行きまするが故に、同じ一つの原因が起りますても、つまり天皇崩御という原因が起りましても、その財産が誰に傳わるかことになりますて相當こゝに緻密な判断をしなければならぬ問題が起つて來ると考えております、いわばこれはほんとうの意味の私有財産、それから公共の意味の財産との、また中間にくらいの立場いたしましたその肚の中の氣持は、これは三種の神器だけと實はそういう扱い方をどうしてよいかといふことにつきまして、實は相當苦慮しておりますわけであります、當初かよくなものとつつきまして、實は相当苦慮しておりますわけであります、當初かよくなものを立案いたしましたその肚の中の氣持だけではこれにどうも適應しない、もう少し廻りにいろいろ／＼のものがあるべきではなかろうかといふうに考えを進めて行きまして、私も詳しいことは存じませんけれども、たとえば立太子の式の時に、その立太子の何か儀式の當然の内容といたしまして、戦る刀をその場合に交付せられるのであります、が、これはもう最年少の儀式の中に行わ

宗教的な皇室の施設であり、しかも由緒ある物として取扱われて行かなければならぬ、そういうふうにも考えておりまするし、それから先に申ましたするものは、やはり何かこの財産の中に入つて來るのが正當ではなかろうかと考へます、それからまた皇室に特に直接の關係があつて、皇位繼承と不可分的に考えられるいわゆる文化財といふものがあるのではないか、こういう氣持もありまするし、それらのことを仰らかはつきりさせなければならぬということは考へております、そこでどういうふうにして考えたらいいかという問題になつて來ますが、併といつてもこれは私有財産そのものでありますて、宗教的のものを國の方に持つて來るといふわけには行きませんので、これは私有財産としての取扱いで行かなければならぬということになりますとやはり國家がこれに積極的に關係するといふことは行き過ぎではないかということになります、しかし國家の方でかような特別な相續關係をきめておりますし、もしできるならば將來ともかようなものについては財産税といふやうなやうの——財産税はなくなるかも知れませんがそのほかの移轉に關しまする租税などはかかるないことが本筋であるようには思ひますと、そこにまた國の方の面から特に留意をしなければならぬ點があるということになりまするから、何としてもかような財産をきめまするにつきましては、その適正であるということを考へなけ
れはなりませんし、それがはつきさ

れであるとともにことなるのでありまするし、またかような財産を國家が特別に扱うならば、それは間違なく管理されなくて行くということを注意しなければならぬということになるのであります。つまり認定、かよな財産であると、いうことの認定と、それからその認定を公の帳簿等によりましてはつきり確定させておくということ、それからさよな財産の今後の扱い方ににつきまして、若干の保證をすると言ひますか、これは皇室の機能のみとすることは少しだけでありますから、やはりこれに對しましては、何か國と皇室との兩方面の人たちが關係する所の、正式な委員會のようなものがある、それが始終この問題を扱つて行くということにしたならばいいのですから、やはりこれは皇室經濟議のよろに公益の方に特に重きをおおへく大掛りなものとは違いまして、普通には、そんなに仕事があるわけではありません、たゞ周到なる注意をもつて専門的な立場でやつて行く、まあ何と申しますか、私法的と技術的とこういう兩面から考えて行くべきものであるようになりますが、どうも別個の委員會が必要であるのではなかろうかといふことに考えまして、これは將來に研究移り變りの時を目指して成べ——絶対といふわけではありませんが、今仰せになりましたように、そら先づ——で考へてはいけないのであつて、この憲法のところと考えております、そういうこと

はまだ研究中ではありますか、政令で決めるという諸般の手續の問題は、既に第七條という法律の規定がありますので、この實行的な内容は政令で定めておりますし、今後できるであろう組織いたすといふわけではありませんが、委員會をいうものを作成して設けると存じております。行政官廳の中に委員會を――特別に委員會を設けておきますから、だいたい政令で定めるべき委員會をこなして、これの選定確保の遗漏なきを期して行きたいと存じております。

○吉田安^二委員 只今の御答辯でだいたい承いたしたのであります。だ象徴たる天皇のこの皇位とともに傳わるもののが私的性質のものであるか、公的性質のものであるか、ということにつきましては、どうもまだ割り切りれない感じが十分あるのでありますけれども、これも只今の御答辯を認としてしまして、この程度で私は質問を打ち切ります。

○樋内委員長 中原健次君

○中原委員 私は第九條の皇室經濟會議のことにつきまして、一應皇室經濟會議というものを設けになるための理論的な根據とでも申しますか、特別にこの機關を設けられました意圖のあられる所を承つてみたいと思います。

○金森國務大臣 皇室經濟會議は、この法律の中に現われておりますように、いくつかの機能をもつておりますて、その機能の内容に従いましてこの會議を設けました理由がいくぶんござつて來るわけであります。であります

いといたしますると、現實に皇室の方に支出しております所の經費が、はたしてほどよいかどうか、すなわち過不足なく動いておるかどうかといふことにについて調査をいたしましてそれを内閣に申し出で、從つてその經費増減する所の機會を政府にはつきり供給するというになりますから、これはまたこの豫算の額を常に適正に確保する所の、一つの積極的なる意味をもつておるわけであります、そんなようなふうに、今擧げましただけでも三つの趣旨を含んでおるわけであります

いろいろな意見がござつたことは、國會の議論の結果ではございません。法律的に申しますと、さようなことになると思うわけであります。しかしながら事實におきまして、皇室經濟會議のきめました意見をもつこともありましようし、國會がまたこれと異なる意見をもたらすこともありますよけれども、それはただ事實問題であります。法律的に影響は出て來ないわけであります。今後において強くなるのでありますし、ひとり皇室のことと限るわけではなく、一切の場合に、法律を提案されることはより當然の権限であります。が故に、それらの意見を参考としつゝ、もし國會において何か法律をつくられますならば、それが國の決定となります。皇室經濟會議もこれによつて拘束せられて行くということにならうと思ひます。でありますから、一口に纏めて申しますれば、皇室經濟會議と國會といふものは、ただ知識を報告し、これを受け取るというだけの直接の關係である。こうなつて第一義であります、しかし第二義といたしまして、それらを参考とした後に國會が法律をつくられますれば、皇室經濟會議はやはりその法律に羈束せられるということにならうと存じております。

考え方方に聞えるのでありまするが、もし私の聽き方が正しいといたしますれば、そなでありまするならば、憲法第一條が主權在國民を規定いたしまして、今後一切の國のまつりごとは國民の總意によつてこれをなすと、いふうに理解されてゐるのであります、この憲法の精神と聊かふざわしからない内容を皇室經濟會議はもつてゐるといふに考えられるのであります、もし萬一にそうであるならば、今や國民は、それがよし皇室のこととに係わりますようとも、非常な注意をいたしておるのであります、その間聊かでも明瞭を缺くようなことがありますると、これは必ず國民がこれを納得するとは限らないと私は考へるのであります、殊に皇室經濟會議はこれを公開いたしまして、公の會議、公開會議にするといふことがありまするならば、勿論或る程度までその内容を納得する過程がそこに酌み取られて参りまするけれども、もし萬一この經濟會議が祕密の會議の形をとるといたしますならば、なほさらのこと、こゝに一つの明瞭ならざるもののが残るのであります、そういう取扱い方がはたして今日の民主日本本の政治の行き方として妥當であるかどうか、こゝにいささかの疑問が起つて参るのであります、これにつきまして當局の御見解を承つておきたいと存じます、

するのであります、こうしうふうに申上げたのであります、法律の表においては、經濟會議の内容が國會にきましては、經濟會議の内容が國會に報告せられるといふことに止まるわけであります、しかしながらそれは儀禮的國會が知りおくということではあります、完全に法律的に國會にさよりません、國會のもつておる所のあらゆる權能を働かせていくということになるうると存じております、だいたい國會といふものの働きが、憲法の示しますするよう、これは國の最高機關であると申します、しかしながら行政自身は國會はいたしません、ただ行政を監督するといふこと、それから立法をするといふこと、この二つが大きな眼目となつて來ると思ひます、そこでこの經濟會議のいたしますることは、實は行政的事務とだいたい考へらるるものであります、國會はそういうことを直接やることではなく、これらの知識を正確に得ました後に、今度は行政監督の權能、それから立法の權能、この二つを働かせまして、十分に國會の働きができると申します、たゞこの經濟法が認めておるところではなく、憲法それ自身が國會に認めておる權能と思うわけであります、ただこの經濟法が出來まして、さような根本の權能があつても、豊棟敷に置かれた所では十分な活動が出来ない、だから一部始終を國會に常に報告せしめよということが、この經濟法の趣旨とする所でありますから、大義名分には完全に適つておると思うのであります、なおこの經濟會議の内容が祕密會議であるならばといふう

なお尋ねでありますた、この會議自身は、恐らくその道行きにおいては公開の會議ではなかろうかと思つております、しかしながらその結果は公開せらるゝことになることは、今申しまして所によつて明らかであります、それからこの會議の中身には、衆議院と參議院の議長、副議長がはいつておられわけでありますから、實質におきましては公開と同じような結果を生ずるふとの存じております。

うことは、或る見方によりますと、行政を國會が行なうということになりますと、不自然でありまして、もしこのことを國會がおやりになるということになれば、おのずからまた中身は變つて行くのであります、國會らしい範圍に限定せられて行くことにならうと思法をするといふ趣旨と違いますし、宮内省の事情も考えなければならぬ、會計検査の實體もこの場合に應用しなければならぬ、行政の面からの判断も思ひながらぬということになりますから、第一義的に、つまり最初に國會がこれを擔任されるということは、どうしても適當を缺く方面が多かろうと思ふのであります、一つの例をあげてみますれば、「とえば小さな金額につきましての權能とか、使用というような問題につきまして、國會で議決をされることがありますと國會の大きな働きが、その小さな事項のために紛糾を生ずるといふ嫌いもありますし、それからまた國會が始終開かれているわけではあります、これが、こゝに起つて来る問題はいつ發生するかわかりません、そういう場合を考えますと、いろいろな角度から、これを國會にもつて行くことは不自然である、まづかよくな中間機關を置いて議定をせしめて、最後の報告を國會が握つて、その時は國會は自由な批判をもち、政府の行動を厳密に示唆することができるといふことにしておくことが妥當のように考えたわけであります。

○中原委員 いわゆる行政的な範圍においてなされる仕事は、宮内府が置かれる以上、その宮内府に或る限度の、

いわゆる豫算の範圍における取扱いの自由は、當然與えられるであろうと思ひますが、そうであるならば、皇室經濟會議に関する場合は、必ずしも別に置くことによつて、取扱いが一層明瞭であります、かつまた、かよくな經濟會議のことは、國會が批判をする、或は立法をするといふ趣旨と違いますし、宮内省の事情も考えなければならぬ、會計検査の實體もこの場合に應用しなければならぬ、行政の面からの判断も思ひながらぬといふことになりますから、第一義的に、つまり最初に國會がこれを擔任されるといふことは、どうしても適當を缺く方面が多かろうと思ふのであります、一つの例をあげてみますれば、「とえば小さな金額につきましての權能とか、使用というような問題につきまして、國會で議決をされることがありますと國會の大きな働きが、その小さな事項のために紛糾を生ずるといふ嫌いもありますし、それからまた國會が始終開かれているわけではあります、これが、こゝに起つて来る問題はいつ發生するかわかりません、そういう場合を考えますと、いろいろな角度から、これを國會にもつて行くことは不自然である、まづかよくな中間機關を置いて議定をせしめて、最後の報告を國會が握つて、その時は國會は自由な批判をもち、政府の行動を厳密に示唆することができるといふことにしておくことが妥當のように考えたわけであります。

○中原委員 いわゆる行政的な範圍においてなされる仕事は、宮内府が置かれる以上、その宮内府に或る限度の、

いわゆる豫算の範圍における取扱いの自由は、當然與えられるであろうと、思ひますが、そうであるならば、皇室經濟會議に関する場合は、必ずしも別に置くことによつて、取扱いが一層明瞭であります、かつまた、かよくな經濟會議のことは、國會が批判をする、或は立法をするといふ趣旨と違いますし、宮内省の事情も考えなければならぬ、會計検査の實體もこの場合に應用しなければならぬ、行政の面からの判断も思ひながらぬといふことになりますから、第一義的に、つまり最初に國會がこれを擔任されるといふことは、どうしても適當を缺く方面が多かろうと思ふのであります、一つの例をあげてみますれば、「とえば小さな金額につきましての權能とか、使用というような問題につきまして、國會で議決をされることがありますと國會の大きな働きが、その小さな事項のために紛糾を生ずるといふ嫌いもありますし、それからまた國會が始終開かれているわけではあります、これが、こゝに起つて来る問題はいつ發生するかわかりません、そういう場合を考えますと、いろいろな角度から、これを國會にもつて行くことは不自然である、まづかよくな中間機關を置いて議定をせしめて、最後の報告を國會が握つて、その時は國會は自由な批判をもち、政府の行動を厳密に示唆することができるといふことにしておくことが妥當のように考えたわけであります。

○中原委員 いわゆる行政的な範圍においてなされる仕事は、宮内府が置かれる以上、その宮内府に或る限度の、

いわゆる豫算の範圍における取扱いの自由は、當然與えられるであろうと、思ひますが、そうであるならば、皇室經濟會議に関する場合は、必ずしも別に置くことによつて、取扱いが一層明瞭であります、かつまた、かよくな經濟會議のことは、國會が批判をする、或は立法をするといふ趣旨と違いますし、宮内省の事情も考えなければならぬ、會計検査の實體もこの場合に應用しなければならぬ、行政の面からの判断も思ひながらぬといふことになりますから、第一義的に、つまり最初に國會がこれを擔任されるといふことは、どうしても適當を缺く方面が多かろうと思ふのであります、一つの例をあげてみますれば、「とえば小さな金額につきましての權能とか、使用というような問題につきまして、國會で議決をされることがありますと國會の大きな働きが、その小さな事項のために紛糾を生ずるといふ嫌いもありますし、それからまた國會が始終開かれているわけではあります、これが、こゝに起つて来る問題はいつ發生するかわかりません、そういう場合を考えますと、いろいろな角度から、これを國會にもつて行くことは不自然である、まづかよくな中間機關を置いて議定をせしめて、最後の報告を國會が握つて、その時は國會は自由な批判をもち、政府の行動を厳密に示唆することができるといふことにしておくことが妥當のように考えたわけであります。

○中原委員 いわゆる行政的な範圍においてなされる仕事は、宮内府が置かれる以上、その宮内府に或る限度の、

いわゆる豫算の範圍における取扱いの自由は、當然與えられるであろうと、思ひますが、そうであるならば、皇室經濟會議に関する場合は、必ずしも別に置くことによつて、取扱いが一層明瞭であります、かつまた、かよくな經濟會議のことは、國會が批判をする、或は立法をするといふ趣旨と違いますし、宮内省の事情も考えなければならぬ、會計検査の實體もこの場合に應用しなければならぬ、行政の面からの判断も思ひながらぬといふことになりますから、第一義的に、つまり最初に國會がこれを擔任されるといふことは、どうしても適當を缺く方面が多かろうと思ふのであります、一つの例をあげてみますれば、「とえば小さな金額につきましての權能とか、使用というような問題につきまして、國會で議決をされることがありますと國會の大きな働きが、その小さな事項のために紛糾を生ずるといふ嫌いもありますし、それからまた國會が始終開かれているわけではあります、これが、こゝに起つて来る問題はいつ發生するかわかりません、そういう場合を考えますと、いろいろな角度から、これを國會にもつて行くことは不自然である、まづかよくな中間機關を置いて議定をせしめて、最後の報告を國會が握つて、その時は國會は自由な批判をもち、政府の行動を厳密に示唆することができるといふことにしておくことが妥當のように考えたわけであります。

○中原委員 いわゆる行政的な範圍においてなされる仕事は、宮内府が置かれる以上、その宮内府に或る限度の、

いわゆる豫算の範圍における取扱いの自由は、當然與えられるであろうと、思ひますが、そうであるならば、皇室經濟會議に関する場合は、必ずしも別に置くことによつて、取扱いが一層明瞭であります、かつまた、かよくな經濟會議のことは、國會が批判をする、或は立法をするといふ趣旨と違いますし、宮内省の事情も考えなければならぬ、會計検査の實體もこの場合に應用しなければならぬ、行政の面からの判断も思ひながらぬといふことになりますから、第一義的に、つまり最初に國會がこれを擔任されるといふことは、どうしても適當を缺く方面が多かろうと思ふのであります、一つの例をあげてみますれば、「とえば小さな金額につきましての權能とか、使用というような問題につきまして、國會で議決をされることがありますと國會の大きな働きが、その小さな事項のために紛糾を生ずるといふ嫌いもありますし、それからまた國會が始終開かれているわけではあります、これが、こゝに起つて来る問題はいつ發生するかわかりません、そういう場合を考えますと、いろいろな角度から、これを國會にもつて行くことは不自然である、まづかよくな中間機關を置いて議定をせしめて、最後の報告を國會が握つて、その時は國會は自由な批判をもち、政府の行動を厳密に示唆することができるといふことにしておくことが妥當のように考えたわけであります。

れに課税をして、國民全體に均等なる負擔をなさしめ、公平なる負擔をなさりますが、もしここで皇室のこれらの費用に對して課税の對象たらしめないことが基本的な觀念であつて、從つて政府當事者も、あくまでこれは課税の對象たらしめないようにしておる。ふうな御見解をお述べになつておりますが、そうでありまするならば、いわゆる勤勞大衆は勤勞所得稅に對していろいろ／＼な要請を相次いでいたしております、その勤勞大衆の所得稅減免の要請に對して、政府は決して親切なる答辯を今までいたしたためしがないのです。これららの點といわゆる皇室費全體に對しての考え方を直ちに連せしむることは、或はいろ／＼な御意見も出ると思いますけれども、一應この點についても考慮をする必要があるのではないか、然しこれを別のものとして考えようとする考え方は、必ずしも妥當ではないのではないか、かように私は思うのであります、従いまして、これは皇室の御事柄であるから全然別のことである、一般國民並みに問題を取り扱い、或は考えることが既に過ちであるというような概念は、この際一つ思い切つてやるべきではないか、このように私は考えるのであります、やはり國民の御一人としての天皇であらせられるというように金森國務大臣は本會議で御答辯になられたと思えますが、まずこの基本的な考え方が間違いないならば、一應國民全體の中の御一人としての天皇に對する、從つて皇室に對する費用等についても、見解がまず根本的には必要なものではな

いか、たゞ特別の例としてこういふことは、もとより得るし、またこうしたすべきであるといふことならば別といたしまして、まず最初からこれを別において取扱い、全然別箇に考え方とする考え方は、必ずしも適切なる考え方ではないといふうに私は思うのであります、この點いからでございましよう。

と考慮をいたしておるのであります
て、今日まだ結論は申し上げておりま
せん、これは租税に關する制度の場合
におきまして詳細に論議を致したいと
存じております

租税の客體となるかならんかといふところにつきまして、まだ明言をいたしました覚えはございません、ことに皇族費の方面につきましてその程度が強いのであります、かような問題につきまして、租税の客體としていかに扱うかといふことは、とにかくいろいろな角度から周到なる研究をしなければならぬのであります、租税の根本原理につきましては、よく未解決の問題がありま

すなはち御財産の概況をこゝにいたしましたが、この御財産の概況につきましては、それゞゝの科目の數字的な現われにつきまして、この算定の基礎がどういう単位評價によつてなされたかといつ一つの質問が、當然起つて参りまして、またこれはひとり本委員會のわれへ／＼だけではなく、この問題については國民七千三百萬擧げて非常な實業生意を拂うておる事柄などの

と考慮をいたしておるのであります
て、今日まだ結論は申し上げておりま
せん、これは租税に關する制度の場合
におきまして詳細に論議を致したいと
存じております。

○中原委員 象徴としての御地位を保
つ上においての費用、或は只今の總理
大臣の交際費などが出来ましたが、そ
ういう意味合においてだけの費用ではな
いのではないかと私は解釋しております
す、第一「皇族の日常の費用その他」
云々というふうになつておりますが、
やはり日常の費用がその中に包含され
ておる、つまりいわば大臣が大臣とし
ての給料をとれるようない意味において
の内容が、やはりこの費目の中に考え
られるのではないかと思うのであります
して、必ずしも当然これは別箇の使途
を對象としたものではない、やはりそ
の生活費それ自身としての費用がこの
中に包含されておるもの、こういふふ
うに私は解釋するのであります、そ
うであるならば、全然別箇に、いわゆ
る象徴としての御地位を保たしめ、或
は天皇のその職能において必要とする
費用といふふうにだけ考えるものでは
ないのではないか、かよに思いました
て、こういふ観點から只今の御質問を
申し上げたようなわけであります、そ
うであるならば、やはり一應これは研
究の餘地のあることであつて、そのま
まそつくり、今までこゝで御言説があ
りましたよろに、あくまで對象たらし
めるものではないといふことが絶対の
論據ではない、私はあくまでさように
思うのであります、それにつきまし
て、もう一度迷惑であります、お尋
ねいたします。

租税の客體となるかならんかといふことにつきまして、まだ明言をいたしかねるが、見えはございません、ことに皇族費の面につきましてその程度が強いのであります、かよなうな問題につきまして、租税、客體としていかに扱うかといふことは、とにかくいろいろな角度から周到なる研究をしなければならぬのですありまして、租税の根本原理につきましては、いくた未解決の問題があります、その未解決の問題を組合せて考へつゝ、皇室に關しまする諸般の費用を問題としまする時には、相當注意深く論説をしなければなりませんで、今日はこの論議を差擱て置きたいと存じておるわけであります。

すなはち御財産の概況をこゝにいたしましたが、この御財産の概況につきましては、それ／＼の科目の數字的な現われにつきまして、この算定の基礎がどういう単位評價によつてなされたかという一つの質問が、當然起つて参りまして、またこれはひとり本委員会のわれ／＼だけではなく、この問題については國民七千三百萬擧げて非常な實は注意を拂うておる事柄なのでありまして、どうあらうともよい、皇室に係わる事柄であるからわれ／＼の關する事柄ではないという考え方方は、もはや今日の日本國民にはございません、ことに戰争によつてかくのごとく傷つけられましたわが日本國民は、やはり物ということについては相當敏感性をもつておるはずでありますて、この際議會はその責任において、この御財產の概況の内容を、或る程度まで明確にして發表する必要があると思うのであります、勿論大きな問題が舞表されることとは或は困難かと思ひますけれども、少くとも或る程度まで基準のつく、見究めのつく程度の内容は、當然政府の責任において公表すべきものであると私は考えるのであります、これにつきまして、金森國務大臣の御見解をこの際伺いたいと思います

手續を要することでありまして、現實の問題は直接そういう事務を扱つてゐる宮内省關係の人が、皆さん方に御満足なる答えをなし得るや否やといふことが前提になるのでありますて、もしその時に御得心の行く説明ができますれば、それで恐らく得心が行くと思ひますが、もし得心が行かないという場面がありましたならば、政府と宮内省との間によく相談をいたしまして、しきるべき方法をもつてまた申し上げたいと存じております。

○中原委員 御料財産につきまして、特に問題になると思ひますのは土地、

立木、建物及び工作物、物件という項目であります。確かにこれは一應の数字を出しますては、数字の上に大きな差

額が生れて参るはずであります。なるほどこゝに数字が何圓まで書いてありますから、確かにこれは一應の数字を出すための単價が設けられての計算の結果であらうと考えるのであります。従いましてその評價するための評價額の基礎数字が、ほんとうに適當な数字であるかどうかといふだけは、この

問題であります。何としても本委員會はこれを承知する必要がある、責任においてこれはどうしても或る程度まで叶う限りにおいて明確にしておくべきであると私は思ふのであります。從いまして國務大臣の今仰せになりましたように、宮内當局の方で、適當な方法をもつてべきである、またそういうことはなし得ることであるといふにだいたい受け取れるのであります。この點に於ける宮内當局の方で、適當な方法をもつてべきましては委員長に一應お願ひ申し上げたいであります。これはあくま

で隅の隅までほじくり廻して数字を追

求しよろといふ意味では決して

ないのありますて、そうではなくて、

かるべき方法をもつてまた申し上げた

いと存じております。

○中原委員 御料財産につきまして、

特に問題になると思ひますのは土地、

立木、建物及び工作物、物件という項目であります。確かにこれは一應の数字を出しますては、数字の上に大きな差

額が生れて参るはずであります。なるほどこゝに数字が何圓まで書いてありますから、確かにこれは一應の数字を出すための単價が設けられての計算の結果であらうと考えるのであります。従いましてその評價するための評價額の基礎数字が、ほんとうに適當な数字であるかどうかといふだけは、この

問題であります。何としても本委員會はこれを承知する必要がある、責任においてこれはどうしても或る程度まで叶う限りにおいて明確にしておくべきであると私は思ふのであります。從いまして國務大臣の今仰せになりましたように、宮内當局の方で、適當な方法をもつてべきである、またそういうことはなし得ることであるといふにだいたい受け取れるのであります。この點に於ける宮内當局の方で、適當な方法をもつてべきましては委員長に一應お願ひ申し上げたいであります。これはあくま

は、しば／＼数字の誤差も起るのでありますから、まずだいたいにおいて土

地は、たとえば山林はこれ／＼、この

山林についてはこういう單價である、

或は田畠でありますならば、田畠に

ついての單價がこうである、立木の單

價はだいたいこういうふうに見たとい

うくらいのことは、おのずから明らか

にする責任があるのでないか、いや

しくもこれだけの數字を公表いたします以上は、その数字のよつて生まれました根拠を、できるだけ明らかにす

るといふ行き方の方が、今日の議會の

性格から考えまして、當然ではなかろ

うかと思うのでありますて、この點の

内容が明らかになるための手續につい

て、しかるべき御取計い願いたいと思

うのであります、この點は特に織詰い

たします。

○権員委員長 承つておきます、

○中原委員 これをもしまして質問を

終ります。

○権員委員長 短時間だそちらでありますので、もう一人星一君

○星委員 第六條であります。第六條の一の、親王に對しては、既婚者は定額相當額、成年未婚者は定額の二分の一に相當する額、既婚者の半分といふ

一に相當する額、既婚者と未婚者の半分といふ

ども、皇室の經費は今回相當に縮小遊
ばされることと想像しております、つ
まりいろいろな經費の節約ができる部
分は御節約になり、いろいろの考慮を
廻らこれまして、たとえば學習院とか、
博物館とかいうようなものにつきま
しても、特別の御措置が講ぜられるか
も知れないわけであります、こういた
しますと、それでは實際どのくらい
の御經費がお要りになるであろうかと
いうことになりますて、これは恐らく
宮内關係者が懇談會の時に述べるであ
ろうと存じますけれども、まずそれ
を或る程度に計上しなければなりません
ので、それは四百五十萬圓になるわ
けではなくして、その所は今はつき
りした數字をもつております、一説
によりますると、およそ全體として二
千萬圓くらいは要るのではないかと
か、五千九百萬圓が二千萬圓になると
いうことは、かなり飛躍的なことであ
ります、そうしますと、政府から二
千萬圓を支出するということが正當だ
ということになります、現在四百五十
萬圓支出しておりますから、この上
にさらに千五百五十萬圓くらいを加え
て支出するということになりました、
は國の方に移つておると言えます、と
いうくらいの所しか今申し上げ兼ねま
すが、それ以上の數字は今後研究をい
たしまして、妥當なる數字としなけれ
ばなりませんが、思いのほかに皇室の
御經費は縮小せられることになろうと
存じております

○越原委員　よくわかりました、で
きる限り皇室の經費を澤山御計上いた
だくようにお願いいたします、それか
ら今一つお尋ね申し上げたいと思いま
すのは、去る十三日に宮中を拜観いた
しました時に、宮殿がまことに見る影
もなく焼けてしまいました、陛下のま
ことに御不自由な御住居を拜見いたし
まして、恐懼のほかはありませんでした
た、國の象徴であらせられる陛下の御
殿を、一日も早く御造営申し上げなければ
ならないと存じますが、この點はどうなつておりますか
○金森國務大臣　只今のお尋ねの點は
非常に機微に亘るような問題になります
て、私どもとしては國民の側の意見
を述べるよりほかにしようがないわけ
でございます、國民の側の立場として
は、もとより宮殿等についてふさわし
きものがあるべきことは當然であります
して、その時期等についても、緩急を
よく注意をしなければなりませんけれども、よく機宜の處置をとらなければ
ならぬことは御説の通りと存じております、たゞ現在の所は、私としては申
し上げる範囲ではありませんが、まだ
さような運びにはなつていないと存じ
ます、それにはいろいろな考えが含まれておると存じております

○越原委員　私はこれまで終ります
○樋貝委員長　午後は一時から開會いたします、本日はこれにて散會いたします
午後二時三十一分散會

〔午後一時三十一分懇談會に入る〕
〔午後二時三十分懇談會終る〕

○樋貝委員長　これにて懇談會は終ります、本日はこれにて散會いたします

昭和二十一年一月十日印刷

昭和二十一年一月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 局